

# 伊方運転差し止め却下

## たたかない住民・弁護団が決意

四国電力伊方(いかた)原発3号機(愛媛県伊方町)の安全性に問題があるとして、広島県と愛媛県の住民計1人が運転差し止めを求めた仮処分申請で、広島地裁(広島裁判所)は4日、申し立てを却下(却下)した。

### 広島地裁

地裁前で待たされた支障者らも「伊方3号機差し止め」の旗にため息を吐き出した。広島地裁は、四国電力に超過地盤発生の危険性を証明させるのは相当でないとした一方、住民らの説明責任を認めず、却下した。

## 司法判断を放棄 弁護団声明



四国電力伊方原発3号機の運転差し止めの仮処分申請を却下した広島地裁の決定は、原子力規制委員会の審査に合格した原発の安全性に対する信頼を裁判所が判断するべきではないと、愛媛大学の法学的専門知識の知見を裁判所が持ち合わせるべきでないことを理由として「相当でない」として却下した。伊方3号機は、四国電力に超過地盤発生の危険性を証明させるのは相当でないとした一方、住民らの説明責任を認めず、却下した。

これに対し住民側弁護団声明は「原発3号機に司法がその安全性を判断することを放棄したものであって、到底容認できな」と指摘。住民側代理人の河合弘之弁護士は「規制委員の許可が与えられたら裁判所が改めて判断する」とは無意味と断言している。伊方3号機は、四国電力に超過地盤発生の危険性を証明させるのは相当でないとした一方、住民らの説明責任を認めず、却下した。

伊方3号機は、四国電力に超過地盤発生の危険性を証明させるのは相当でないとした一方、住民らの説明責任を認めず、却下した。

決定である」と厳しく批判し、「到底容認できない」と断言している。申立人の一人、網崎健太さんは「非常に残念」としつつ、「まだたたかいは終わらせるわけにはいかない。これからはもっとたたかいたい」と決意を述べた。伊方3号機は、四国電力に超過地盤発生の危険性を証明させるのは相当でないとした一方、住民らの説明責任を認めず、却下した。